

日 EU 通商・経済関係に関する パブリック・コンサルテーションの結果

ブリュッセル事務所・欧州ロシアCIS課

欧州委員会は2011年2月17日、2010年9～11月にかけて実施した今後の日EU通商・経済関係の方向性に関するパブリック・コンサルテーションの結果を発表した。回答者の圧倒的多数はEUと日本の通商関係の強化を支持しているものの、EU側の回答者は、日本側が既存の貿易障壁を取り除く努力を行い、改善意欲を明示することが経済統合協定（EIA）ないしFTAの交渉開始の前提であるとした。結果は合同ハイレベルグループで議論されることになっている。本稿では、コンサルテーションの結果を紹介する。

目次

1. パブリック・コンサルテーションの背景.....	2
2. パブリック・コンサルテーションの内容と結果.....	2
(2) パブリック・コンサルテーションの結果.....	3
①今後のEU・日本の通商・経済関係の目標や優先課題（Q1）.....	4
②EU・日本の経済・規制に関する相互対話の改善方法や優先分野（Q2、3）.....	5
③日本の関税・非関税障壁の問題（Q4a、4b、5、6）.....	6
④相互承認協定（MRA）の効果や拡大（Q7、8）.....	8
⑤税関手続きなどの簡素化に向けた協力（Q9）.....	9
⑥知的財産権の保護の問題と協力の強化（Q10、11）.....	9
⑦サービス貿易の障壁とこれに対する取り組み（Q12、13）.....	10
⑧対日投資の障壁および直接投資促進に向けたEUの貢献の必要性（Q14a、14b）.....	11
⑨日本の公的調達における制約と調達市場の開放に向けたEUの戦略（Q15）.....	11
⑩競争法や企業買収、公的支援など競争関連の障壁の除去（Q16a、16b）.....	12
⑪多国間でのEUと日本の協力における成果と今後の強化の方法（Q17、18）.....	12
⑫持続可能な開発におけるEUと日本の協力強化（Q19、20、21、22）.....	12
⑬雇用への影響、その他（Q23）.....	13
3. 今後の動向.....	13

1. パブリック・コンサルテーション¹の背景

2010年4月に開かれた第19回日本・EU首脳会議²により、通商・経済をはじめ日本とEUの関係を強化し実行に移すための枠組み構築に向けた選択肢を提示するため、協議機関「合同ハイレベルグループ（HLG：Joint High-Level Group）」が設置された。今回のパブリック・コンサルテーションは、欧州委員会がこの取り組みの一環として実施したもので、利害関係者から集めた見解をHLGで検討したうえ、2011年の日本・EU首脳会議に向けての提言に反映されることになっている。

欧州委員会は2010年11月に発表した新通商戦略³で、米国や中国、ロシア、インド、ブラジルと並んで、日本を戦略的パートナーとして関係強化をすべきとしている。同戦略は、EUの成長戦略「欧州2020」の一環として発表されたもので、「（非関税障壁、サービス、投資、政府調達などの）障壁を取り除けると日本が証明する能力を示すことが、EUと日本とのより緊密な経済統合の第1の条件」として、この問題をHLGで検討していくことが明記されている⁴。

2. パブリック・コンサルテーションの内容と結果

（1）パブリック・コンサルテーションの概要

コンサルテーションは2010年9月初旬に開始し11月5日に締め切った⁵。対象はEU域内だけでなく日本を含む第三国の関心のある関係者を含む。以下の項目に関する23の質問が設定された。

- ①今後のEU・日本の通商・経済関係の目標や優先課題（Q1）
- ②EU・日本の経済・規制に関する相互対話の改善方法や優先分野（Q2、3）
- ③日本の関税・非関税障壁（任意・強制規格や適合性評価の手続きの障壁など）の問題（Q4a、4b、5、6）
- ④相互承認協定（MRA）の効果や拡大（Q7、8）
- ⑤税関手続きなどの簡素化に向けた協力（Q9）
- ⑥知的財産権の保護の問題と協力の強化（Q10、11）

¹ コンサルテーションの結果は欧州委員会のウェブサイトで確認することができる。

http://trade.ec.europa.eu/consultations/?consul_id=148

² “19th EU-Japan Summit (Tokyo, 28 April 2010) Joint Press Statement {9157/10 (Presse 96)}”, Council of the European Union (Brussels, 28 April 2010)

http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_Data/docs/pressdata/en/er/114063.pdf

³ 「通商・成長・国際問題：EU2020戦略の中核要素としての通商政策」“Trade, Growth and World Affairs – Trade Policy as a Core Component of the EU’s 2020 Strategy”, European Commission External Trade http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2010/november/tradoc_146955.pdf

「日・EU経済統合の第1条件は非関税障壁への取り組み姿勢-欧州委の新通商戦略-（EU）」（ジェトロ通商弘報2010年11月10日付）<http://www.jetro.go.jp/biznews/europe/4cda22310a410>

⁴ 参考：JETRO ユーロトレンド「EU新通商戦略における日本の位置付け」（2010年12月）

<http://www.jetro.go.jp/world/europe/reports/07000433>

⁵ http://trade.ec.europa.eu/consultations/index.cfm?consul_id=148

- ⑦サービス貿易の障壁とこれに対する取り組み (Q12、13)
- ⑧対日投資の障壁および直接投資促進に向けた EU の貢献の必要性 (Q14a、14b)
- ⑨日本の公的調達における制約と調達市場の開放に向けた EU の戦略 (Q15)
- ⑩競争法や企業買収、公的支援など競争関連の障壁の除去 (Q16a、16b)
- ⑪多国間での EU と日本の協力における成果と今後の強化の方法 (Q17、18)
- ⑫持続可能な開発における EU と日本の協力強化 (Q19、20、21、22)
- ⑬その他 (Q23)

欧州委員会はコンサルテーションの回答をまとめた報告書⁶を 2011 年 2 月 17 日に発表した。これは全体的な傾向や回答者の見解をまとめたものであり、個別の回答者の回答で公開可能なものについては、欧州委員会のウェブサイトで開催されている⁷。欧州委員会のまとめによれば、日本および加盟国の政府機関、EU、日本、加盟国の業界団体や民間企業などから計 86 件の有効回答があり⁸、全体の約 3 分の 2 が EU 関係者からの回答、約 3 分の 1 が日本関係者からの回答であった（立地に関わらず在欧州の日本の機関や日本企業の支店も日本に分類されている）。また、回答者の自己申告によれば、約 3 分の 2 が民間部門、約 7% が政府・公共機関、約 27% が NGO およびその他団体からの回答であった。回答者は回答提出時に内容を公開しない前提とすることもでき、86 件のうち個別の見解内容が公表されているのは 40 件で、うち EU・加盟国関係が 25 件、日本関係は 15 件であった⁹。

(2) パブリック・コンサルテーションの結果

全体としては、EU・日本の通商関係を強化すること自体には圧倒的多数が支持しており、多くが FTA や EIA による合意で協力と経済統合を進めるべきとしている。ただし EU 側からは、FTA や EIA の交渉に入る前に、日本側が現存する貿易障壁を取り除く意思を明示することが大前提であるとする回答が見られた。ここでは、コンサルテーションの回答を公開することに同意した EU および日本の関係者の見解を交え、分野別に回答の結果を見ていく。

⁶ “Summaries of contributions to the Public Consultation on: The future of EU Japan trade and economic relations”, European Commission Directorate General for Trade (Brussels, 17 February 2011)

<http://trade.ec.europa.eu/doclib/html/147586.htm>

⁷ “Public consultation Results of the EU-Japan consultation - Contributions available for publication”

<http://trade.ec.europa.eu/doclib/html/147584.htm>

⁸ 欧州委員会の要旨報告書（脚注 6）では 87 件と記載されているものの、個別回答（脚注 7）および回答者リスト（脚注 9）を確認したところオランダ日本商工会議所の回答が重複して掲載されていたため、実際の有効回答者数は 86 件となる。

⁹ “Public consultation Results of the EU-Japan consultation - List of contributors”より。

<http://trade.ec.europa.eu/doclib/html/147583.htm>

①今後の EU・日本の通商・経済関係の目標や優先課題 (Q1)

EU と日本の通商関係を強化しグローバルな問題でより協力していくべきとした回答者が大半であった。双方の文化の違いを指摘する声がある一方で、EU と日本はともに先進国で技術志向が強いなど、価値観や関心事項で共通する点を強調する回答も少なくなかった。

全体の約 8 割、日本のほぼ全ての回答者が、EIA を通じた協力緊密化や経済統合を進めることを求めている。FTA は関税・非関税障壁の多くを撤廃できるものであり、脅威ではなくむしろ機会と捉えるべきとの見方を示した回答者も複数あった。

ただし EU 側の回答者の大半は、その前提として、協定の交渉に入る前に、日本側が規制障壁や国内障壁、相互承認の問題、公共調達 transparency や規格調和の欠如といった障壁を実際に大幅改善させ改善意欲があることを示すべきだとしている。

EU 側で二者間協力の強化に明らかに積極的なセクターは、日本への輸出拡大と市場シェア獲得を期待する農産物および食品・飲料、電子通信サービス、化学産業である。他方、自動車産業については、EIA で日本への輸出が増加することは期待されていない。

ビジネスヨーロッパ (欧州産業連盟) は、ハイレベルでの EU・日本経済パートナーシップ理事会 (EUJ-EPC : EU-Japan Economic Partnership Council) を設置することを提唱している。優先課題を欧州委員会と日本の所管官庁が調整し、比較的短期に達成すべき具体的な成果目標を掲げて、毎年評価を行うものである。モメンタムを維持するために作業計画は 5 年を超えないものとしているほか、欧州議会や日本の内閣も適切に関与すべきと指摘している。また、ビジネスに関する優先課題は日本 EU ビジネスラウンドテーブル (BRT) と協議のうえ、ビジネスヨーロッパと経団連が重要な役割を果たすべきとしている。以下はその他の回答の一覧 (日本側関係者除く)。

デンマーク・ベーコン・肉評議会	農産物分野を含めた通商関係を強化するため、EU は日本との野心的な FTA 交渉を開始すべき。
EuroCommerce (欧州商工会)	EU・日本関係はその潜在性をまったく発揮しておらず、双方ともこの繁栄と経済安定の機会を逃すべきではない。二者間協定 (理想的には EIA) の交渉で通商・経済関係を緊密化させるべき。交渉では関税引き下げを中心とすべきだが、サービス分野および国内障壁も含むべきで、ルール・規則の統合、認証・規制手続きの調和、自由競争、公正な投資慣行、公共調達の透明性など双方のあらゆる貿易障壁を撤廃すべき。
英国皮革生産者連盟	目標は貿易円滑化により双方の経済開発を奨励すること。セクター別に貿易障壁の撤廃を図り、互恵的な市場アクセスを達成すべき。
欧州トマト産業協会 (OEIT)	トマト、トマト加工品の EU 輸出促進の目的のため、EU は非関税障壁および関税の撤廃を要求すべき。
欧州繊維産業連盟 (EURATEX)	日本とは通商・経済問題で見解が共通する面は多いが、日本は規制が強だけでなく、文化の差も大きい。このため相互理解や認識、調和などが今後の協力の優先分野となる。公共調達も主要分野。原料、持続可能性、知的財産権で協力を促すべき。
欧州食肉加工業連盟 (CLITRAVI)	農産物を含む通商関係強化の目的達成には、非関税障壁をきちんと考慮に入れられれば野心的な FTA が適切なツールとなる。
デンマーク農業食品評議会	農産物が含まれるなら自由貿易・経済連携協定に向けた努力を支持する。
欧州乳製品輸出入・販売業者連合 (EUCOLAIT)	日本の乳製品市場を EU により広く開放することが優先事項で、EU には機会がある。関税引き下げと関税割当の拡大を交渉に含むべき。
欧州ゼラチン製造者協会 (GME)	自由貿易が目的。一次農産物の自由貿易は容易でないが、加工製品やゼラチンなどの物質については FTA を達成すべき。
デジタルヨーロッパ (DigitalEurope)	2006 年の通商戦略「グローバル・ヨーロッパ」では、日本は要件を満たすと思われるにもかかわらず、FTA の相手候補国として挙げられていないなど、EU の通商政策はこれまで日本との関係に

欧州の ICT 関連業界団体	十分な注意を払ってこなかった。世界第2位の経済大国でEUとも価値観を共有する日本との経済統合を強化すべきであって、関税、非関税措置を含むEIAの交渉開始を真剣に検討するようEUに求める。EUは欧州2020でスマート製品・サービスの重要性を強調しており、EIAの締結はこの目的にもかなう。
英国労組連合 (Unite the Union)	労働者の恩恵のため自由貿易を支持。労働基準など強力な社会的保護のシステムが必要。
EU 食品飲料産業同盟 (CIAA)	日本はEU食品・飲料の輸出先として4位。消費者の非伝統的食品に対する関心の高まりでEU企業には潜在機会があるが、高関税と規制制度の違いが大きい。非関税障壁、数量制限、関税の撤廃がEU食品・飲料産業の目的。
ビジネスヨーロッパ (欧州産業連盟)	非関税障壁が多くありEU企業は日本市場で潜在性を発揮できていない。非関税障壁が取り除かれたとしても、欧州企業が直面する問題が解決されるかは定かではない。問題は、規制問題と日本の消費者の購買習慣を含む行動のくみあわせであるこれらの障壁を解消するためには日本人の性向を変える必要があり、それには教育や移民などさまざまな分野での改革が必要であって、長い時間がかかる。これらの問題の解消に向け、ハイレベルでのEU・日本経済パートナーシップ評議会(EUJ-EPC)を設置することを提唱する。EUJ-EPCで取り組むべき問題は、製品・サービス分野の規制協力、基準・認証手続き、投資、公共調達、知的財産権、エネルギー、気候変動、環境、金融サービス、貿易と安全保障、原料へのアクセス、イノベーションと幅広い。
欧州サービス・フォーラム (ESF)	EU・日本関係を活性化し事業機会を創出したいのなら、双方の所管機関が障害を洗い出し、どのように除去していくか評価しなければならない。どのようにこれを達成するかはこれから両国・地域で決める必要がある。規制対話で解決できる問題もあれば、正式な協定の交渉でしか対応できないものもあるかもしれない。投資やビジネスがEUや日本から成長・開発が急速に進む新興国へと移っており、産業界は迅速なアクションと実施を求めている。解決策がFTA交渉に乗り出すことであって、さらに締結に3~4年もかかるということであれば、この選択肢は産業界にとってはそれほど魅力的とはいえないだろう。規制対話を確立しても具体的なアクションにつながらないならEUのサービス産業の利益を代表するものとは言えない。EUには日本の政権交代を機に、結果志向の通商関係を築くことを望む。
英国政府	EUは日本との双方向の貿易・投資を阻害する非関税障壁に関して日本と対話を継続すべき。十分な進展を確認すれば、EUはEIA交渉について日本と議論を開始することに合意すべきである。
欧州銀行連盟 (EBF)	EBFは日EUの貿易経済関係のモメンタムを新たにしようという欧州委の試みを支持する。銀行その他金融サービスの分野では、日本EU規制改革対話の強化が最も恩恵があると見ている。日本での事業における実務的な問題は、先進経済に典型的にみられるように、外国企業に対する差別的待遇の結果というよりも、規制基準から生じている。特に金融庁によるルールの適用の仕方に関心がある。資本基準やガバナンス構造などの基準の相互承認を目的とする交渉も有効。正式なFTAは日本で事業を行う欧州の銀行にとってそれほど重要とはみなされていない。
欧州農産物貿易連絡委員会 (CELCAA)	日本が低食料自給国でEU7位の農産品輸出先国であることから、日本市場をより広く開放することが目的で、関税引き下げと非関税障壁の削減が最大の優先課題。
欧州スピリッツ協会 (CEPS)	日本市場では規制面でいくつかの問題があり、市場アクセスの改善と日本で事業を行うEU企業の負担緩和が日本との通商・経済関係の目的となる。他の輸出市場を見ると日本との正式なFTAは優先事項ではなく、既存の関係に基づいた規制協力の改善でEU産業に十分な経済的利益がもたらされる。もしFTAを検討する場合は、紛争解決制度などで長期的な協力強化の枠組みを創出するという点で意義がある。野心的な内容のFTAが締結されれば、EU側の市場アクセス強化につながる可能性はある。

②EU・日本の経済・規制に関する相互対話の改善方法や優先分野 (Q2、3)

EUと日本の経済、通商、規制対話に関する見解はまちまちであったが、対話プロセスを活性化し、合理化する必要性があるとの考えが広く見られた。

EuroCommerce (欧州商工会)	双方が、野心的かつ拘束力のある二者間協定(理想的にはEIA)につながるような具体的な交渉のアプローチにコミットすべき。協定には各章の交渉のタイムテーブルだけでなく協定開始後の定期的なマイルストーン達成やその評価についてもタイムテーブルを設けるべき。
英国皮革生産者連盟	多くのタイプの皮革では、関税は30%のまま関税割当の適用対象が12~16%と少ないため、欧州生産者が日本を大きな市場として開発する能力は限定される。EUは残る障壁を優先課題とすべき。市場開放により、欧州の高品質の皮革にアクセスできることは、日本の皮革製品産業にも有益。食品の関税・非関税障壁を優先課題として扱うべき。
欧州トマト産業協会 (OEIT)	
欧州繊維産業連盟 (EURATEX)	目に見える成果を達成するという政治的コミットメントや産業界のコミットメントがあれば、既存の対話・協力分野をベースにしても効果を改善できるはず。EUと日本の共通の関心事項として原料へのアクセスを新たな協力分野として促進すべき。消費者保護・安全性の法令が増える傾向があるので、規制調和と相互承認を模索すべき。
欧州食肉加工業連盟 (CLITRAVI)	政治的意思がカギ。お互いに対する知識と信頼は強化しなければならない。

<p>欧州乳製品輸出入・販売業者連合 (EUCOLAIT)</p>	<p>国際獣疫事務局 (OIE) の陸生動物衛生規約や FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) の食品添加物一般規格 (GSFA) など、国際規格を認知したうえで両サイドでの貿易障壁の除去が必要。食品添加物、リステリア菌の要件、最大残留農薬基準値 (MRL) など日本の基準は水準が高すぎ輸出が困難。規制協力では食品安全性に焦点を置くべき。</p>
<p>欧州ゼラチン製造者協会 (GME)</p>	<p>食品・医薬品向けゼラチン製品は、食品、栄養補助食品、医薬品にも関わってくるため優先分野に取り上げるべき。ゼラチンに対する日本の要件は OIE のルールに沿っておらず、より厳しいため、栄養補助食品、医薬品産業は日本の要件に沿わせなければならない。このため、これらの製品の貿易が阻まれている。</p>
<p>欧州自動車部品工業会 (CLEPA)</p>	<p>優先分野は、◇EU の自動車部品の対日貿易赤字の増大 ◇対日関係の焦点 (いかなる日本との協定も、技術面での規制協力、技術規格の調和、認証手続き、技術ガイドラインに限定すべき。部品に対する関税は EU10%、日本ゼロで、関税交渉を含む FTA は EU の部品サプライヤーには恩恵が生じないため支持しない) ◇相互承認協定 (日本に対する UNECE 規則への署名と採択の奨励) ◇日本アセアン FTA (2015 年に関税が撤廃されれば EU 輸出品は実質的にこれらの市場から除外される。これらの市場から部品が非関税で輸入されることを回避するには、原産地規則がカギとなる。欧州委は日本アセアン FTA、EU とアセアンならびに中国の FTA についても日本に対する EU 競争力への影響を検証すべき)</p>
<p>デジタルヨーロッパ (DigitalEurope) 欧州の ICT 関連業界団体</p>	<p>日本 EU 規制改革対話は規制問題の協議には適しているが、濃密な交渉を行い双方のコミットメントに拘束力を持たせなければ進歩は保証されない。EIA 交渉開始が効果的な協力改善をもたらす。ICT 分野では適合性評価、セキュリティ、環境規制、省エネ、イノベーションなど多くの関税・非関税障壁の課題があり、規制協力ではこれらに焦点を置くべき。</p>
<p>英国労組連合 (Unite the Union)</p>	<p>市場アクセスの改善による日本への自動車輸出拡大 (EU の日本からの自動車輸入は輸出の 5 倍)、および関税・非関税障壁の削減による食品・飲料の輸出拡大。</p>
<p>EU 食品飲料産業同盟 (CIAA)</p>	<p>二者間交渉はプレッシャーとなり、規制対話の推進につながる可能性がある。関税が日本への食品・飲料の輸出で最大の貿易障壁だが、非関税障壁も重要。特に、日本が検討中の食品添加物 80 物質の禁止が最大の急務。</p>
<p>ビジネスヨーロッパ (欧州産業連盟)</p>	<p>協力対話は貿易障壁の除去で一定の進捗が見られたが、現在の構造では具体的な成果につながりにくい。拘束力のある規制協力を実現するにはハイレベルの EU・日本経済パートナーシップ理事会 (EUJ-EPC) を設置し、EUJ-EPC が現在の協力構造の見直しと合理化も行うべき。現行の対話は主に既存の法令に焦点を置いているため、新規制やナノテクなど今後導入予定の規制にも焦点を置くべき。これにより双方が同様の効果を持つ法令を策定・採択できる。</p>
<p>欧州サービス・フォーラム (ESF)</p>	<p>大半のサービスセクターは、市場アクセスは規制を通して認められるため、透明性が必須。日本 EU 規制改革対話は歓迎するが、サービスセクターも協議の対象となるのが不明。小売・卸売、法務・税務・金融・通信サービスなどの分野で透明性に欠ける規制が行政・規制機関によって実施される理由の解明や、様々な規制障壁の特定と除去の方法、貿易・事業運営の負担・制限の軽減にはつながると思われるため、規制対話には関心がある。</p>
<p>英国政府</p>	<p>日本の省庁 (厚生労働省など) が通商関係の対話にもっと関与すれば状況が改善するのではないかと。優先分野は、◇医療機器 (GCP 要件と品質管理の国際規格の認知によるコスト・検査時間の削減) ◇航空サービス (現行協定が古く厳しいもので、より柔軟な航空運賃を設定できるような自由化が必要) ◇通信 (国内企業の競争的慣行で英国企業は日本市場に参入できない。政府は規制当局であると同時に国内最大の通信プロバイダーの主要株主である) ◇食品添加物 (80 種類の物質を禁止しようとしており、うち 2 物質はスコッチウイスキーに自然発生する物質で、水際で輸入拒否される懸念がある) ◇医薬品 (承認手続きに時間がかかりすぎる。安全性手続きは国際規格に沿っておらず GMP 要件に関する EU・日本 MRA は限定的)。</p>
<p>欧州銀行連盟 (EBF)</p>	<p>日本における外国企業による金融サービスの規定が体系的に日本 EU 規制改革対話で取り扱われれば歓迎する。非常に具体的なトピックスを取り扱い、迅速かつ現実的な解決策の特定を目的とすべきで、これには規制対話の役割についての透明性を高めることが有益。会合準備や協議課題の特定では産業界と緊密に協力がすることが重要。規制対話は、金融危機で学んだ規制改革に関する教訓の情報交換などの場とすべき。</p>
<p>欧州農産物貿易連絡委員会 (CELCAA)</p>	<p>規制協力は食品安全性問題、とりわけ次の 5 点に焦点を置くべき。◇食品添加物 ◇EU・日本の基準の不統一 ◇英国産牛肉の禁輸措置解除 ◇強制規格と適合性のコスト (日本の当局は EU や国際機関の評価を受け入れないため日本への輸出は極めて厄介) ◇乳製品のリステリア菌に対する要件および最大残留農薬基準値 (MRL) のポジティブリスト。</p>
<p>欧州スピリッツ協会 (CEPS)</p>	<p>規制対話では、現行の国際規格を採択しない政府に圧力をかけることも含むべき。国際規格が存在しなければ EU が EU 規格を促進する役割を担うべき。もっと産業界を規制対話に関与させるべき (特定の措置に関する情報やグッドプラクティスの事例の提供するなど)。</p>

③日本の関税・非関税障壁の問題 (Q4a、4b、5、6)

関税については、農産品 (肉、酪農、食品・飲料) や皮革、スポーツ用品などの特定セクターが懸念を示したが、全体で見ると非関税障壁に比べれば問題はそれほど大きいものではなかった。日本側からは、日本企業の対 EU 投資と EU 韓国 FTA の潜在的な悪影響に

ついて懸念が示された。日本側の回答者は EU 韓国 FTA を日本 EU FTA 支持の主な理由として挙げた。

非関税障壁については、EU 側では、基準、検査、認証手続きなどに関する懸念が見られ、特に衛生・植物衛生（SPS：Sanitary and Phytosanitary）の問題に関する懸念が顕著であった。障害を緩和するための改善方法としては国際規格の適用と相互承認協定（MRA）が挙げられた。非関税障壁が撤廃されることによる輸出拡大の規模は回答者によって様々だったが、全てのケースで相当なものだった。加えて、文化の違いも障害を大きくしているとの認識が見られた。

デンマーク・ベーコン・肉評議会	日本市場は非常に重要。EU の日本への豚肉輸出額は€6 億のうち€5 億はデンマークだが、近年 EU とデンマークの日本におけるシェアは大きく低下。EU 韓国 FTA と類似の FTA が日本と締結されれば、日本への輸出は 70～80%増加すると予測。SPS その他の技術的障壁はない。
EuroCommerce (欧州商工会)	◇食品（EU は日本市場開放に向けて関税撤廃を交渉すべき） ◇酒類（ワイン、シェリー、ポートワイン、混合ワインに引き続き関税を適用しており EU は関税撤廃を要求すべき） ◇革靴（関税のほか国内輸入業者に有利な複雑な割当制度が存在。多くの EU 企業は必要とされる時間やコスト、煩雑さから割当に申請しない。）
アイルランド肉輸出協会 (MII) / 豚肉加工業者協会 (IAPP)	現在、日本が運用している最低輸入価格制度（差額関税制度）のため潜在的な輸出量が制限されている。同制度を完全撤廃しないなら改定する必要がある。最低価格の引き下げで豚肉市場へのアクセスが改善される。
英国皮革生産者連盟	多くのタイプの皮革では、関税は 30%のままで関税割当の適用対象が 12～16%と少ないため、欧州生産者が日本を大きな市場として開発する能力は限定されている。EU は残る障壁を優先課題とすべき。市場開放により、欧州の高品質の皮革にアクセスできることは日本の皮革製品産業にも有益。
スペイン農産食品協同組合	農産品では、日本と同水準の生産条件に準拠しても高関税を課されれば意味をなさない。日本への輸送コストが高くつくため、大半の製品で競争が激しく輸出は極めて困難。
欧州トマト産業協会 (OEIT)	トマト加工品の関税引き下げが望ましい。日本は CIF 価格に高関税を課している（ペースト・ピューレ 16%、ドラム缶入り角切りトマト 9%、ピン/缶入りトマト 9%、パスタソース 2%）。
欧州食肉加工業連盟 (CLITRAVI)	EU は最低輸入価格制度（差額関税制度）に取り組むべき。現状では廉価な製品に需要があっても高価な部位しか輸出できない。完全撤廃が無理でも現行の最低価格（524 円/kg）の大幅引き下げが必要。
欧州乳製品輸出入・販売業者連合 (EUCOLAIT)	関税引き下げと関税割当の拡大に取り組むべき。関税のみならず非関税障壁はより重要で、かつ解決も困難。非関税障壁が関税に転換されれば輸出は促進される。
欧州ゼラチン製造者協会 (GME)	写真用ゼラチンの関税は国内で供給が間に合わなかった写真産業ブーム時代のまま 4%だが、日本国内で供給が十分足りている一般用は 17%で、国内生産者が保護されており国外生産者は太刀打ちできない。EU は自由貿易を求めるべき。
デジタルヨーロッパ (DigitalEurope) 欧州の ICT 関連業界団体	ICT 製品・部品への EU 関税を再考すべき。EU に拠点を置くメーカーは部品・コンポーネントを EU 域外から輸入しているため、域内生産を促進するため関税を引き下げるべき。また AV 製品では最終製品に対する関税も依然、相対的に高いため引き下げるべき。
英国労組連合 (Unite the Union)	輸出実績に基づく関税割当は理にかなっていない。正当かつ漸進的な貿易協定を促進するなら、日本への輸出を望む EU 企業にとって公平な競争の場を提供するような関税への変更に合意すべき。
EU 食品飲料産業同盟 (CIAA)	食品・飲料は EU 最大の製造セクターだが、関税と数量規制が依然として日本への輸出の障害で、農産食品をカバーする FTA の真剣な検討を欧州委員会に要請する。国内生産の落ち込みと食生活の変化で日本側の一部輸入品に対する需要が高まっている点も考慮すべき。CIAA 加盟企業は関税水準と輸入割当の両方に関心が高く、特に EU 産の乳製品、肉製品、砂糖菓子、ビスケット、ジャム、チョコレートについて市場アクセス環境の改善を FTA に求めるべき。代替解決策として（現状の制限的な輸出の）輸出実績に基づかない低関税での割当も検討の余地あり。関税割当はすべての EU 輸出業者が利用できるようにし、日本国内での自由流通や同量の国内産原料の使用など制約を設けるべきではない。多国間協定に基づく日本のセーフガード条項発動にも留意すべきで、二者間協定で制限すべき。FTA 交渉を行うなら、日本に与えられる特恵アクセスが日本原産品だけに恩恵があるものとなるような効果的な原産地規則を含むべき。
ビジネスヨーロッパ (欧州産業連盟)	一般的に欧州側に大きな懸念があるのは非関税措置だが、日本には農産食品セクターなどで一部、高関税も存在する。EU・日本の通商政策の優先課題は野心的なドーハラウンドを成功裏に終結させることで、非農産品の市場アクセス、サービス・貿易円滑化の分野で野心的な結果を出すことを要請する。二者間協力は多国間制度を補完する位置付けであるべき。日本が強い関心を示している FTA 交渉による工業製品に対する EU 関税撤廃は HLG の選択肢の一つだが、関税分野で双方に均

	<p>衡の取れた譲歩を引き出すのは困難な挑戦なため、ビジネスヨーロッパは依然 FTA に対しては非常に慎重な立場。関税の撤廃は容易だが、非関税障壁は難しく日本についてはなおさらである。商業上の問題での協力の促進枠組みは、双方にとって均衡がとれ、完全に互恵的なものでなければならない。広範な拘束力のある二者間貿易協定に関するフィージビリティ調査実施の提案が検討されているが、EIA ないし EPA（経済連携協定）交渉開始の青写真とも取られかねず、適切ではない。既存の二者間協力の成果や欠点など構造の評価なら歓迎する。このような評価は現在 HLG で行われている協議の結果であるべき。</p>
<p>欧州農産物貿易連絡委員会 (CELCAA)</p>	<p>EU は次の 3 点を交渉すべき。◇生鮮肉・加工肉（特に豚肉）の最低輸入価格制度の大幅引き下げないし撤廃 ◇EU 乳製品の関税引き下げおよび EU 製品に対する関税割当の拡大 (EUCOLAIT の要求参照) ◇認証・規制手続きの EU 基準ないし国際基準（特に SPS 基準）への調和/収斂。CELCAA は理想的には FTA 交渉と EU 日本通商関係の幅広い開放を望む。欧州鶏卵生産者は現在、日本への輸出で貿易歪曲に直面している。EU から日本への卵製品の輸入関税率は平均 1.7%だが、卵白粉では 8%で、これは大半の EU 域外国からの関税率 4.8%に比べて高い。少なくとも EU 域外国の関税と横並びとするよう要求する。</p>
<p>欧州スピリッツ協会 (CEPS)</p>	<p>日本は、WTO 紛争解決手続きでの約束に従い (WT/DS8/17/Add.1)、2002 年 4 月から EU からのスピリッツ（蒸留酒）輸入関税をゼロにしている。しかしウイスキーとブランデーのゼロ関税は恒久的な措置としてとられたが、ラム、ジン、ウォッカ、リキュールの関税引き下げは暫定措置によるもので毎年 3 月に更新される必要がある。この状況は EU スピリッツ産業に不確実性をもたらしている。CEPS は日本に上の確約の重要性を改めて伝え、全てのスピリッツにゼロ関税を恒久的に適用するよう要請すべき。FTA が締結される場合は、スピリッツに対するすべての関税の即時撤廃が CEPS の最優先事項。</p>

④相互承認協定 (MRA) の効果や拡大 (Q7、8)

日本と EU の間では、2002 年 1 月 1 日に通信端末機器・無線機器、電気製品、化学品の優良試験所基準 (GLP)、医薬品の優良試験所基準 (GMP) の 4 分野について相互承認協定 (MRA) が発効した。コンサルテーションでは 4 つの各分野について、MRA の効果として市場アクセスが円滑化され貿易促進につながったかどうかを質問。大多数の回答は 4 分野すべてにおいておおむね有効な効果があったとポジティブな評価であるものの、EU 業界団体 2 機関と EU 企業 1 社はネガティブな回答で、加盟国政府 1 機関が電気製品と化学品 GLP に対してネガティブ、技術セクターの 1 企業が電気製品の対象製品についてネガティブであった。

一部で MRA を食品・食品添加物、SPS 基準、学歴・職業資格、化学品 GLP、医薬品 GMP など他のセクターにも拡大すべきとの回答があった。

<p>EuroCommerce (欧州商工会)</p>	<p>(4 分野に対してはどれも効果がないと回答) 他の適切なセクターがあれば拡大すべき。</p>
<p>英国皮革生産者連盟</p>	<p>(4 分野については非回答) 皮革セクターに拡大すべき。</p>
<p>ビジネスヨーロッパ (欧州産業連盟)</p>	<p>2002 年の協定を超えるさらなる協力を行うべき。製薬・医療技術分野の事業環境を規制調和と MRA のさらなる拡大によって改善すべき。化学品の GLP に関する MRA の次のステップとして、化学品・化学物質の登録に必要なテストの相互承認にも拡大すべき。食料貿易促進のため同等待性協定を検討すべき。</p>
<p>欧州セラチン製造者協会 (GME)</p>	<p>(4 分野については非回答) セラチンセクターに拡大すべき。</p>
<p>EU 食品飲料産業同盟 (CIAA)</p>	<p>(4 分野については非回答) 食料に関する技術基準の MRA および SPS 基準の同等待性協定の交渉を歓迎する。</p>
<p>欧州サービス・フォーラム (ESF)</p>	<p>(4 分野については非回答) MRA を製品だけに限定すべきでない。適切であればプロフェッショナルサービスの学歴・資格にも適用の可能性を検討すべき。また金融サービス分野 (特に資産管理・証券) でも市場統合の最適化は一貫した MRA の追及と規制収斂に基づくべき。取引コスト削減と証券の取引量増大につながる。</p>
<p>英国政府</p>	<p>(4 分野中、化学品 GLP に対して効果がみられないと回答) ヘルスケア分野でもっと拡大すべき。</p>
<p>欧州銀行連盟 (EBF)</p>	<p>(4 分野については非回答) 銀行資本適正要件、内部ガバナンス構造、証券取引など、金融サービスにおける MRA があれば欧州の銀行には大きな恩恵がある。</p>
<p>欧州スピリッツ協会</p>	<p>(4 分野については非回答) スピリッツに関係する技術基準の MRA および SPS 基準の同等待性評価</p>

(CEPS)	の交渉を歓迎する。
--------	-----------

⑤税関手続きなどの簡素化に向けた協力 (Q9)

税関手続き、国境取締り、貿易円滑化に関しては、大半の回答者はすでにとられている措置を支持し、税関手続きのさらなる簡素化と手続き迅速化のための EU・日本の協力強化を支持した。同時に AEO (認定事業者) 制度の相互承認の合意 (2010 年 6 月) など、税関手続きの簡素化と円滑化の努力を支持した。

一方で、多くが、双方の事業者にとって煩雑な手続きの負担が大きい税関手続き (文書・情報提出など) はさらになる簡素化が可能で、特に関税分類および税関手続きの共通化と透明化で協力強化の余地があると見ている。また、食品の通関手続きでは、煩雑な国境手続きや特定製品に求められる不要な手続き、SPS 管理、テスト要件などにより、コスト増大と輸入手続きの遅れが指摘された。

EuroCommerce (欧州商工会)	EU からの生鮮 (腐りやすい) 食品の輸入業者は依然、不必要な税関要件と SPS 規制に直面し、コスト増大と配送の遅れにつながっている。EU は日本に、有機食品の有機証明などの要件を廃止するよう要求すべき。他方、模倣品の輸入差し止めを強化するよう催促すべき。税関は、模倣の疑いのある商品の現物検査を知的財産権保持者に求める代わりに、メールで写真を送ることができるようにすべき。模倣品の個人輸入による法の抜け穴を防ぐべき。EU・日本は野心的な二者間協定 (理想的には EIA) に向けた交渉で以上のような課題に取り組み、双方の貿易を阻むような税関取締りを廃止することが可能となる。
欧州トマト産業協会 (OEIT)	EU の優先事項は、関税障壁および農薬に対する大量の証明書要求や制約的ルールなどの非関税障壁を日本に提示すること。
欧州繊維産業連盟 (EURATEX)	特に大きな問題はないが、税関が求める文書・情報は簡素化の余地がある。
デジタルヨーロッパ (DigitalEurope) 欧州の ICT 関連業界団体	EU 側で日本製 ICT 製品の関税分類で複数の問題が生じたが、この問題は引き続き残っており、さらなる問題の回避には、透明性のある同等の関税分類と税関当局の主観的な判断を避けるための手続きを導入すべき。このため、EU・日本合同関税委員会 (EU-Japan Joint Customs Committee) の設置を提案する。双方の ICT 業界団体が審議プロセスに関与する。また税関当局が関税分類や原産地などについて事前に裁定する制度の導入で貿易が円滑になる。これは、二者間対話において双方の関連法改正に関する情報を定期報告することで、さらに強化できる。
EU 食品飲料産業同盟 (CIAA)	関税額の税関評価や関税分類、通関、原産地規則などの一般的な国境手続きと、検疫など製品によって異なる税関手続きは、ともに食品輸出業者のコスト負担と遅れにつながる。要件や手続きを変更することは、日本のビジネス環境をより不明朗なものとするもので、今後の課題の優先事項とすべき。
ビジネスヨーロッパ (欧州産業連盟)	一般的な国境手続きと製品による税関手続きはコスト負担と遅れにつながるものであり、協力を強化すべき。日・EU 間の AEO 制度の相互承認の合意を非常に歓迎する。今後は双方が合意を効果的な実施に迅速に移行すべき。
欧州農産物貿易連絡委員会 (CELCAA)	EU の農産食品輸出者は、一般的な国境手続きに加え、今でも厳しい国境検査と検疫規則を受けており、日本での生鮮食品の輸出では賞味期限が短くなるうえ保管コストも課される。EU の優先事項はこのような煩雑な要件の廃止である。

⑥知的財産権の保護の問題と協力の強化 (Q10、11)

EU からは、日本は一般的に知的財産権の保護水準は高いものの、特許や商標の手続きに時間がかかり煩雑であることが指摘されている。回答者の半数超が日本における知的財産権保護の問題を懸念していないとした。

EU の制度についても同様のコメントが日本側から寄せられた。回答者の大多数はイノベーション保護と競争力維持のための協力を支持している。

EuroCommerce (欧州商工会)	意匠権に関する日本の申請手続きは依然、複雑でコストがかかりすぎ、外国企業が EU やその他の市場では享受できている保護の利益を実質的に否定しているようなもの。
英国皮革生産者連盟 欧州繊維産業連盟 (EURATEX)	登録マーク、商標、知的財産権の保護、施行で懸念があり、これらの点で EU は日本と協力を強化すべき。大きな問題はないが、当産業の一部はファッション志向のため意匠保護は極めて重要で、デザインに対し正式登録を待たずに即時に保護を得ることが必須である。EU ではこのような制度があり、EU と日本との協力強化の枠組みの中で、EU 当局が日本の当局と未登録の意匠の保護を得られる方法、あるいは少なくとも EU の未登録意匠の保護を日本にも拡げられる方法について協議する機会となることを願う。
デジタルヨーロッパ (DigitalEurope) 欧州の ICT 関連業界団体	インベーションの強化のため EU と日本は知的財産権とその適切な使用の保護で協力すべき。この分野での優先事項の一つは模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA) で、EU と日本は模倣と著作権侵害対策で最大の努力をするべき。2010 年 1 月から試行している特許審査ハイウェイ (PPH) については双方が特許庁間で情報共有し、審査手続き加速の努力を行うべき。また双方は第三国における知的財産権違反の対策でも協力を強化すべき。ICT セクターは模倣品や ICT 製品に関わるセキュリティ (中国やインドによるソースコードの開示義務など) を懸念している。
ビジネスヨーロッパ (欧州産業連盟) 英国政府	特許協力および第三国における知的財産権保護で EU と日本は協力すべき。特許庁間の協力強化は不要な作業重複の回避のカギとなるが、そのプラットフォームとしては特許協力条約が最適。 新たな適応症のある医薬品、新配合の医薬品、新たな投与経路のある医薬品に対するデータ保護期間を、現在の 8 年間から延ばすべき (EU では新適応症については 9 年)。

⑦ サービス貿易の障壁とこれに対する取り組み (Q12、13)

日本におけるサービス分野について、外国企業への差別的慣行とみなす多くの例が EU 側から挙げられた。通信サービスの分野では、非競争的慣行の例も挙げられた。

サービスについては、WTO における現行の活動が協議の場として適切で、GATS のもとでこれらの問題に対処していくべきとの見解と、さらなる二者間協力や FTA で取り組むべきとの意見に二分した。

EuroCommerce (欧州商工会)	障壁の事例についてはポジションペーパー参照 (http://www.eurocommerce.be/media/docs/intrade/FinalPositionEU-Japan.doc)。WTO GATT に立脚した日本 EU 経済統合協定 (※ここでは GATS 第 5 条に基づくサービス自由化のための経済統合協定を指すものとみられる) により双方が恩恵を受ける。
欧州繊維産業連盟 (EURATEX)	日本は流通形態が異なり、大企業が流通網を牛耳っている。こういったシステムでは外国企業は現地企業と組むことを余儀なくされ、単独で成功するチャンスはほとんどない。中小企業にとっては、一般的に言って市場に浸透し製品を売ることがより難しいため、なお厄介である。
欧州保険事業者協会 (CEA)	日本郵政株式会社に対する優遇措置について従来より懸念している。日本郵政に既に与えられている優遇措置は WTO・GATS 違反であり、近時の日本政府による提案も逆に特権を強化するものである。2010 年 10 月 8 日に閣議決定された郵政改革関連法案によれば、日本郵政は銀行法や保険業法の適用が免除され、業務拡大の手続きについては現在より実質的に規制が緩和されている。ゆーちょ、かんぼの限度額引き上げなど依然優遇されており、公正な競争条件の確保の観点から懸念する。
英国労組連合 (Unite the Union)	言語・文化的な障壁が最も重要である。これは、外国企業はどの企業も日本市場への参入で日本に関連会社を持たざるを得ないという意味で、国内サプライヤーを優遇する差別である。結果的に市場は EU 企業には閉ざされたままとなる。
ビジネスヨーロッパ (欧州産業連盟)	商業拠点の設置については、法務などの専門家サービス、建設、銀行、通信サービスなどの商業拠点を設立する際、あるいは拠点の法的形態を選択する際の制約などがある。拠点なしでの EU から日本へのサービス輸出 (いわゆるモード 1) については、専門家サービスで居住要件が課されている、保険関連サービスでは子会社が必要とされるなど、多くの分野で制限されている。サービス提供者の日本への一時的な移動 (モード 4) については、労働許可の取得は容易ではない。 日本の WTO 交渉でのサービス自由化オファーは十分なものであり、ビジネスヨーロッパとしては WTO による多角的アプローチがこの問題を扱う上で最も適切と考える。日本は多くの FTA を結んでいるにもかかわらずサービス分野で実質的な約束をしたものがあるとはいえ、このことをふまえ、EU はこれらの障壁をどのようにしてもっとも適切な方法で除去するのが適切に評価すべきである。

欧州サービス・フォーラム (ESF)	ビジネスヨーロッパと同様の問題点の指摘に加え、サービスの具体的な障壁については、欧州ビジネス協議会 (EBC) が年次報告を出しており、欧州委は同報告のサービス関連部分を日 EU の貿易経済関係を評価する際に考慮に入れるべきであると指摘。 また、FTA についても同様の問題意識のほか、既存の障壁は純粋な市場アクセス問題ではないから、大変で長いプロセスを経る必要がある FTA の必要性に疑問を呈している。
英国政府	航空、通信サービスで障壁がある。

⑧対日投資の障壁および直接投資促進に向けた EU の貢献の必要性 (Q14a、14b)

EU 側からは、対日投資でさまざまな障壁に直面しているとの回答が多数あった。コーポレートガバナンスが国際基準と異なることにともなう日本のビジネスのやり方、言語の障壁などの問題を指摘する回答があった。また、市場支配者による反競争的慣行、厳しい雇用規制、市場参入/退場のコストが高いこと、流通ネットワークの排他性などが指摘されたほか、M&A や公共調達などでは非公式の障壁の存在が批判されている。対日投資が少ないのは外国投資家のやる気をそぐこれらの事実上の政策の結果である。日本側からも複数の回答者から、日本のビジネス環境を変える必要性が指摘された。EU は、この状況を変え、日本により国際的慣行に沿った慣行を促すような行動をとるべきとの期待を持っている。

EuroCommerce (欧州商工会)	多くの日本企業は今も外国企業による買収を恐れている。対日投資の促進を目指した三角合併では、急遽、日本企業との合併ないし日本企業の買収において外国企業の日本支店が親会社の株式を使用できることになったが、現在も合併取引の課税の繰り延べを認めるルールは保障されていないままである。このため三角合併が利用されることはほとんどない。EU 企業の対日投資を促進するためこの問題に取り組む必要がある。
欧州繊維産業連盟 (EURATEX)	日本とは現時点で二者間貿易交渉は行われていないため、唯一の方法はハイレベルの二者間対話を通して行うしか方法がない。
英国労組連合 (Unite the Union)	言語と文化の要素が関わってくる貿易に対する障壁は克服するのが非常に難しい。正式な貿易協定を促進するには EU 企業が日本市場に参入するのを支援する一連の勧告がなくてはならない。これには日本の地域開発機関からの支援や、日本企業に投資したい企業の支援も含むことになる。また中小企業の公共調達契約入札を支援するプロセスがなくてはならない。
ビジネスヨーロッパ (欧州企業連盟)	直接投資については WTO を通した多国間のアプローチが最適と考える。経済成長と発展、雇用創出に必要な新たな事業機会の創出は、ICT サービス、運輸、郵便・宅配便、エネルギー・環境サービス、金融サービス、法務サービスなど主要サービスセクターにおける大幅な改善が必要である。高技能人材の一時的な移動については先進国・新興国ともにさらなる自由化が必要。
欧州サービス・フォーラム (ESF)	ドーハラウンドが停滞し再開の見通しは立っておらず、日本はこれまでサービスセクターで確約を行った FTA は締結していないため、EU は日本との FTA で EU のサービスセクターや投資交渉にどのような付加価値がもたらされるのかきちんと評価すべきである。
英国政府	様々な対話の中で日本に対しプレッシャーをかけ、投資分野における日本側の努力が見られなければ EU は経済統合を進めることはできないと明示する必要がある。

⑨日本の公的調達における制約と調達市場の開放に向けた EU の戦略 (Q15)

日本の公共調達における制限を懸念していない EU の回答者もあったが、大半が公共調達の市場アクセスが EU・日本通商関係の主要な目的であるとみている。手続きの複雑さや全般的に透明性と情報が欠如している点、また WTO 政府調達協定の除外規定の適用 (鉄道セクターの運用安全性など) などが変更の必要のある点として挙げられた。EU の回答者からは、現状の改善を確保することを EU に期待する声があがった。

日本側の回答でも、単一アクセスポイントの設定や WTO 政府調達協定の要件を上回る規

定の採択、契約額下限の引き下げ、手続き簡素化など、EU の公共調達に透明性を求める声が出た。

⑩競争法や企業買収、公的支援など競争関連の障壁の除去 (Q16a、16b)

合併における協力の強化を求める見解が最も顕著で、これに自由化、国家補助、反トラストが続いた。競争法の策定や実施を通して EU に公平な競争の場を提供する日本の意思に対し、EU 側では懐疑的な見方が強い。特に、排他的なバイヤー／サプライヤーのネットワークや一部系列会社による連携、外国企業からの競争制止、外国企業が提唱する競争的なベストプラクティスの妨げといった反競争的な慣行が例示された。合併や反競争的慣行の困難さと相まって、市場とビジネス文化の両方を理解する日本のパートナーなくして日本市場に参入するのは極めて困難である点が指摘された。

複数の回答者が、EU に対して反トラスト問題に関する双方の共通の理解を深めるため、EU、日本の競争当局間の協力を強化すべきとの見解が出された。ある回答者は、日本国内の鉄道市場に対する保護措置は国家補助に相当するもので、日本政府に撤廃を要求するよう、EU に強く求めた。

⑪多国間での EU と日本の協力における成果と今後の強化の方法 (Q17、18)

多国間協力については、回答者のおよそ 3 分の 2 が EU・日本の協力が不十分であったとみなしている。うち、数件はドーハ開発アジェンダ (DDA) が終結していないことに失望ないし懸念していた。ただ成果に対する期待も残されており、EU と日本が協力を強めて、有利な合意を確保できるよう両者が圧力をかけるべきとの声が見られた。

日本側からは特に、環境製品の貿易・投資の促進は必須として、省エネやエネルギー効率の高い環境製品に対する関税撤廃が提案された。また、情報技術協定 (ITA) の見直しや IT 製品の共通分類における協力を支持し、貿易・投資障壁のない世界的なサプライチェーンと生産ネットワークを確保するための二者間協力を求める見解が出された。

⑫持続可能な開発における EU と日本の協力強化 (Q19、20、21、22)

通商・経済政策に持続可能な開発を取り込んでいくよう EU・日本間の調整を強化すべきとの意見が出たが、その方法については考え方は様々であった。共通アプローチ採用においてさらなる努力を求めるコメントや、環境製品・サービス協定の締結に向けた協力の奨励を重視するコメントもあった。このほか、EU・日本間の協力や環境技術開発に対するアプローチ統一の可能性などが示された。EU、日本ともに全体的には環境分野で協力することが好ましいとみなすことができる。さらに、効率の向上と環境問題の緩和のため、原料輸出国に対する技術支援を行うべきとの意見も見られたほか、EU のある NGO からは、公共調達契約に環境への配慮を盛り込むべきとの提案があった。

⑬雇用への影響、その他（Q23）

EU の回答者は、特に小売および自動車などの一部セクターを除き、大半が日本 EU FTA により EU の雇用が拡大するとの見解を示した。日本側からは、EU 韓国 FTA と、それによる日本産業の競争力への影響を懸念するコメントが出された。労働力と労働環境については、国際機関（ILO や WTO、G8、G20 などの場）での協力の必要性を指摘するものが多かった。

外国語習得の必要性や、業界団体の地域クラスターの必要性のほか、日本が EU メーカーのために市場を開放するため路面電車導入を加速すべきといったコメントも挙げられた。

3. 今後の動向

2010年4月の第19回日本・EU首脳会議により設置された合同ハイレベルグループ(HLG)が現在、日 EU 関係（経済・政治）のあらゆる側面について今後の選択肢を特定するための作業を行っている。これに基づき、次期日 EU 首脳会議で適切な次のステップが決定される。ただし、EU のファンロンパウ欧州理事会常任議長は、HLG の作業は現在進行中であるため、次期首脳会議では FTA 交渉の開始の可能性について EU の立場を明確にはできないとしている¹⁰。2011年3月25日に開かれた欧州理事会（EU 首脳会議）では、日本が非関税障壁と公共調達規制に取り組むことを前提に、FTA 交渉開始の可能性を含め首脳会議で議論されることが明記された¹¹。

以上

【免責条項】

ジェトロは本レポートの記載内容に関して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については一切の責任を負いません。

これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

© JETRO 2011

本報告書の無断転載を禁ずる

¹⁰ <http://www.consilium.europa.eu/uedocs/NewsWord/en/ec/119319.doc>

¹¹ http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/ec/120296.pdf#page=1

アンケート返送先 FAX : 03-3587-2485

e-mail : ORD@jetro.go.jp

日本貿易振興機構 海外調査部 欧州ロシア CIS 課宛

● ジェトロアンケート ●

調査タイトル：日 EU 通商・経済関係に関するパブリック・コンサルテーションの結果

ジェトロでは、日 EU 通商・経済関係に関するパブリック・コンサルテーションの結果を目的に本調査を実施いたしました。報告書をお読みいただいた後、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問 1 : 今回、本報告書で提供させていただきました「日 EU 通商・経済関係に関するパブリック・コンサルテーションの結果」について、どのように思われましたでしょうか？

(○をひとつ)

4 : 役に立った 3 : まあ役に立った 2 : あまり役に立たなかった 1 : 役に立たなかった

■質問 2 : ①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

■質問 3 : 今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

■お客様の会社名等をご記入ください。(任意記入)

ご所属	<input type="checkbox"/> 企業・団体	会社・団体名
	<input type="checkbox"/> 個人	部署名
		お名前

※ご提供頂いたお客様の個人情報については、ジェトロ個人情報保護方針 (<http://www.jetro.go.jp/privacy/>) に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

～ご協力有難うございました～